

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱
策定委員名簿

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

制定 平成 20 年 8 月 13 日要綱第 2 号

(設置)

第 1 条 みよし広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険法第117条に定める介護保険事業計画の策定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員20名以内で組織し、次に掲げる者のうちから、広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、福祉、医療関係者
- (3) その他広域連合長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、広域連合長に対し、第 2 条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、介護保険センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月1日要綱第3号)

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

策定委員名簿

委員構成	氏名	所属	備考
学識経験者	大木元 繁	三好保健所	所長
	森 文孝	徳島県西部総合県民局保健福祉環境部	副部長
福祉関係者	◎滝川 重夫	三好市福祉事務所	所長
	大西 清愛	三好市長寿・障害福祉課 (みよし地域包括支援センター)	課長兼室長
	○住友 光弘	東みよし町福祉課	課長
	白川 真知子	東みよし町地域包括支援センター	センター長
	菅井 弘昭	三好市民生児童委員連絡協議会	会長
	川野 悦博	東みよし町民生委員児童委員協議会	会長
	保土 喜代子	三好市社会福祉協議会	事務局長
	藤内 則康	東みよし町社会福祉協議会	事務局長
	藤丸 誠	みよし介護支援専門員ネットワーク	会長
医療関係者	田岡 清三郎	三好市医師会	顧問
	檜原 司	三好歯科医師会	副会長
被保険者 代表	松林 廣義	三好市老人クラブ連合会	会長
	川原 進	東みよし町老人クラブ連合会	会長

◎…委員長 ○…副委員長